お申込み方法

締切 10.16[月]

お申込みくださいずれかの方法で

- 別添の「取扱店登録申込書」へ記入し、FAX またはメール添付で提出 FAX: 0266-57-1010 MAIL: suwa@smart.jcci.or.jp
- 諏訪商工会議所ホームページから直接入力
- スマートフォンからQRコードを読み込み直接入力 ※23はいずれも Google フォームを使用しています



応援券取扱店にお申込みの皆様へ

貴店のチラシを

12/3の応援券販売会場へ設置いたします

応援券を購入した諏訪市民へ直接チラシを届けることができ、 年末年始の利用販促また企業 PR が期待できます。

チラシの例 店舗メニューのご案内、忘新年会プランのご案内、新商品のご案内など

チラシは販売会場の通路に設置し、応援券の購入者が自由に持ち帰れるものとします。 設置を希望する事業所は、下記をご確認のうえチラシをご用意ください。

諏訪商工会議所の会員事業所

→ 納品枚数 数十枚~最大 1,000 枚

または、12月3日(日)午前8:30~9:30までの間に 諏訪市文化センターへ持参してください。



その他 販売終了後に余りが生じた場合は、諏訪商工会館口ビーにある 「会員企業広報ラック」に一定期間設置します。



納品枚数 数十枚~最大 1,000 枚

★ 納 品 日 12月3日(日)午前8:30~9:30までの間に諏訪市文化センターへ持参してください。

【店舗登録に関するお問合せ】諏訪商工会議所(運営事務局) TEL 0266-52-2155(平日 9:00 ~ 17:00) 【応援券発行に関するお問合せ】諏訪市経済部商工課

TEL 0266-52-4141

全業種対象

取扱店募集のご案内

諏訪市は、物価高騰等の影響を受けている市内事業者に対し事業の安定的な継続を支援し、経 済の活性化や消費喚起を図るため、「お得で SUWA プレミアム付応援券(以下、「応援券」という) を発行します。つきましては、下記のとおり取扱店舗を募集いたします。

O月16日[月]17時

また、購入者へ配布する「取扱店舗一覧」へ掲載します。 締切以降も申込みは可能ですが、ホームページのみ掲載します。



※この案内は令和5年9月11日時点の内容です。一部に未確定事項を含み、予告なく変更する場合があります。

1. 事業概要	※取扱店には、別途「実施要項」を送付します
発行/運営	発 行 者: 諏訪市 事業運営: 諏訪商工会議所(運営事務局) 事業協力: 諏訪市飲食店組合連合会、諏訪湖温泉旅館組合、諏訪市商業連合会、 諏訪地区タクシー事業協同組合
発 行 総 額	1 億 8,000 万円(プレミアム分含む)
発 行 内 容	額面12,000円(1,000円券12枚綴り)を1万円で15,000冊販売。 中小店・大型店共通3,000円分、中小店専用9,000円分 プレミアム率20%
販売対象者	諏訪市内在住・在勤・在学者
販 売 概 要	【販売日】令和5年12月3日(日)午前10時~20時/諏訪市文化センター令和5年12月4日(月)午前10時~20時/諏訪商工会館 【受付期間】令和5年10月2日~10月18日当日消印分まで ・往復ハガキによる事前申込み制、先着順とする。期間中に販売上限に達した場合は、その時点を以って受付を終了する。購入申込書は諏訪市報10月号へ折込み全戸配布。往復ハガキで上限に達しない場合は、WEB申込みを行う。・販売は1人2冊まで。 ※取扱店による代理購入または自らが購入し、営業の支払い等に充てることは一切禁止とする。
応援券利用期間	令和5年12月3日国~令和6年2月9日命 ※実施期間の延長はありません。 ※この実施期間を過ぎた応援券は無効とします。
換 金 受付期間	令和5年12月5日®~令和6年2月23日金最終受付 ※この受付期間を過ぎた換金には応じられません。

中面は注意事項や応援券の取り扱い方法を記載しています。 内容をよくご確認いただき、別添の申込書にてお申込みください。

2. 取扱店の登録について

する事業者

取扱店に該当「諏訪市内に店舗があり、一般消費者向けに事業を行っている事業者」

例)飲食店、美容院、小売店、宿泊施設、タクシー・運転代行、トレーニングジム、旅行会社、リフォーム業者など

①移動販売・訪問販売・通信販売など、諏訪市内に実店舗がない事業者

②会員制販売など、広く一般消費者が対象とならない事業者

③株券・保険・宝くじなど金融商品のみを扱う事業者

- 取扱店に該当 しない事業者
- ④たばこ・電子たばこ・行政指定ゴミ袋など法律や条例で定価販売が定められている商品、ま たは換金性の高い商品(商品券・ビール券・洒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカー ド等)のみを扱う事業者
- ⑤性風俗関連特殊営業に関わる事業者

本事業への参加負担金はありません。

⑥上記のほか、発行者または運営事務局が適切でないと判断した事業者

お申込みに あたっての 注意事項

- ただし、店内における事務処理経費は各店舗で負担してください。
- ・諏訪市商工業の発展に資する事業所であり、本事業の趣旨に賛同し、要項を遵守できる事業所 であること。
- 現在また将来にわたり、暴力団等反社会的勢力に該当しない事業所であること。
- ・大規模小売店舗立地法の対象となる事業所(店舗面積 1,000 ㎡超)もお申込みいただけます。 応援券 12.000 円のうち 3.000 円が利用対象です。
- ・応援券はバーコード管理(機械処理)できません。セルフレジ等への対応はしていません。
- ・諏訪商工会議所の会員・非会員を問わずお申込みいただけます。地元商工業の発展・振興を 目指すという観点から、ぜひこの機会にご入会ください。

3. 応援券の利用について

利用方法

- ・1回の会計総額から額面金額を差し引いて清算してください。
- ・1回の会計で何枚でも利用可能です。
- ・差し引いた後の支払いは、現金・クレジットカード・電子マネー等を問いません。ただし、現 金のみなど支払い方法を指定する場合は、各店舗の責任において会計前に利用客にわかるよ う明示してください。
- ・額面に満たない場合は、つり銭は支払わないでください。

原則として、取扱店のすべての商品・サービス等を対象とします。ただし、次のものは対象外です。

- ①応援券を単に現金化すること、およびこれに類する行為
- ②換金性の高い商品(商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカー ド等)、電子マネー等へのチャージ
- ③金融商品(株券・先物・保険・宝くじ等)

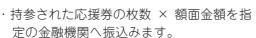
利用できない 商品等

- ④たばこ・電子たばこ・行政指定ゴミ袋など法律や条例により定価以外での販売が禁止され、 ているもの
- ⑤性風俗関連特殊営業にかかわるもの
- ⑥家賃・地代・公共料金・国や地方公共団体への支払い
- ⑦出資や債務の支払い
- ⑧取扱店が特に指定するもの(ポスター等にわかりやすく提示してください)
- 9発行者である諏訪市および運営事務局が適切でないと判断したもの

取扱店表示 取扱店ポスターを店頭等に掲示してください。

4. 応援券の換金について

- ①すべての利用済み応援券のウラ面「利用 店印」欄に貴店名のスタンプを押印して ください。
- ②運営事務局へ持参して換金依頼書へ記入 してください。



- 換金にかかる手数料負担はありません。
- ・振込日は第2・第4金曜日の月2回です。現金払いはいたしません。
- ・換金の最終受付日は令和6年2月23日(金)です。

プレミアム付応援券<ウラ面> 利用店印

5. 応援券の注意事項・お知らせ

応援券ウラ面の「利用店印」欄に他店の押印がある券、偽造や不正利用が疑われる券などは 取り扱いをしないでください。 応援券を取扱店が自ら購入して、仕入れなど営業上の支払いに充当したり、消費に利用せず

取扱上の 注意事項

換金手続き

- に換金することは禁止します。代理購入も禁止します。 ・取扱店と消費者とのトラブルに関して、発行者および運営事務局は一切関与しません。当事
- 官公署からの資料提供依頼にも応じています。換金枚数に相応した売上げがあるとみなされ ますので、正しい経理処理をお願いいたします。

ホームページ、取扱店舗一覧を作成します。

者間で対処してください。

周知方法

- ・10 月 16 日(月)までにお申込みの店舗は、店舗名を順次ホームページへ掲載し、購入者へ 配布する取扱店舗一覧へ掲載します。取扱店舗一覧は販売会場で購入者へ配布するほか、取 扱店舗へ配布します。
- 10月17日以降にお申込みの店舗は、11月下旬よりホームページのみ掲載します。
- ・一般消費者向けには、新聞等へ広告を掲載します。

諏訪商工会議所へご入会ください

未加入の を支援しております。

諏訪商工会議所 諏訪商工会議所では、経営や各種助成金等のご相談など、地域経済振興を目的に事業者の皆様

事業所様へ│商工会議所は会員事業所のご協力で成り立っています。未加入の事業所様はこの機会にぜひご 入会いただき、地域の経済活性化へ向けてお力をお貸しください。活動内容や年会費など詳細 については、諏訪商工会議所へお問い合わせください。

利用方法・換金方法などの詳細は、11月20日頃に郵送する 「実施要項」でご説明します。

取扱店ポスターも実施要項とあわせて送付します。



(3)

(2)